

日本小児循環器集中治療研究会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、日本小児循環器集中治療研究会、欧文名：Japanese Society of Pediatric Cardiac Critical Care (JSPCCC) とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東京大学医学部小児科内に置く

住所：〒113-8655 東京都文京区本郷7-3-1

電話番号：03-5800-8659 (代)

Email：jspccc.office@gmail.com

(目的)

第3条 本会は小児循環器領域における集中治療学の発展と会員相互の連携をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 第3条の目的を達するために以下の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 本邦における小児循環器集中治療に関する課題の抽出および検討
- (3) 教育研修の実施
- (4) 小児循環器集中治療学に貢献する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は次の会員で構成される。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する研究者および医療関係者で、会費を添えて細則に定める入会手続きを事務局に提出した者。
- (2) 顧問 本会の目的を達成するために助言や指導を依頼する個人であって、指定の手続きを経て委嘱されたもの。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名 代表幹事不在時には副代表幹事が代行する
 - (2) 副代表幹事 若干名
 - (3) 幹事 若干名 幹事は満65歳を迎えた年の12月31日をもって定年とする
 - (4) 監事 1名
 - (5) 学術集会会長 1名
 - (6) 顧問 若干名
- 学術集会会長の任期は、学術集会終了までとする。幹事の任期は別に細則で定める。

(役員の職務)

第7条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 代表幹事は、研究会を組織し、会務を執行し、幹事会および総会を主催する。
- (2) 副代表幹事は、代表幹事を補佐する。
- (3) 幹事は幹事会を組織し、重要事項を審議する。
- (4) 学術集会会長は、当該年度の学術集会を主催する。
- (5) 監事は、会務と財政を監査する。
- (6) 顧問は、本会の目的を達成するために助言や指導する。

(役員の選出)

第8条

- (1) 代表幹事は幹事の中から選任される。選任方法は別に細則で定める。
- (2) 副代表幹事は幹事の中から代表幹事の指名により選任される。
- (3) 幹事は、正会員の中から選任される。選任方法は別に細則で定める。
- (4) 学術集会会長は、幹事による推挙・承認を経て委託される。
- (5) 監事は、正会員の中から幹事会が推挙・承認し、代表幹事により委嘱される。
- (6) 顧問は、幹事会が推挙・承認し、代表幹事により委嘱される。

(幹事会)

第9条

- (1) 幹事会は、幹事で構成し、次の重要案件を審議し決定する。
 - 1. 事業計画および予算の執行、事業報告および決算報告
 - 2. 会員の入退会の承認

3. 幹事・顧問の推挙・承認
 4. 次期学術集会会長の推挙・承認
 5. その他
- (2) 幹事会の議長は代表幹事があたる。
 - (3) 幹事会の開催は、議長に一任とする。
 - (4) 幹事会の開催は全幹事の2分の1以上の出席を必要とする。委任状は出席者に数えることができる。
 - (5) 議事の議決は出席者の過半数の賛成で決定する。可否同数の場合は議長の決とする。
 - (6) 顧問は幹事会に出席して意見を述べることができるが、議決権はない。

(総会)

第10条

総会は会員で構成され、代表幹事は毎年1回の定時総会を開催する。

代表幹事は、総会で次の事項について報告する。

1. 事業報告および収支決算
2. 事業計画および収支予算
3. 役員の選出および補充
4. その他

(補則)

第11条

本会則の変更は幹事会の議決による。

第12条

この会則の施行について必要な細則および附則は、幹事会の議決を経て定めることが出来る。

第13条

本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

附則

2015年11月14日	第1回総会において改変部も含めて初回承認された。
2015年7月13日	第一回幹事会にて、一部修正された。
2017年9月9日	幹事会にて承認、10月1日より施行となった。
2017年10月20日	特定非営利活動法人日本小児循環器学会の分科会承認にあたり、会則を一部変更、持ち回り幹事会にて承認された。
2018年4月11日	細則第1章を持ち回り幹事会にて一部変更した。
2018年7月6日	細則第2章を2018年7月幹事会にて変更・承認された。

細則

第1章 会費・その他、会員に関する細則

1. 本会の経費は、会費・補助金・寄付金を持って支弁する。
2. 年会費は3000円とする。
3. 正会員は細則に定める年会費を納入しなければならない。既納の年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。
4. 入会手続きおよび年会費納入の方法として、以下に定める。

学術集会時の入会又は年会費納入

学術集会事務局が所定の手続きで学術集会期中に入会手続き及び年会費の徴収を行う。学術集会事務局は年会費を研究会事務局に納入し、研究会事務局は入会者と納入歴を確認する。入会日は学術集会日とする。

学術集会期間以外の入会又は年会費納入

入会希望の場合は、HPに掲載された方法により入会手続きを行い、事務局による資格審査を経て、事務局の指定する方法で入金を確認した日をもって入会とする。事務局は会員登録し、幹事会の承認を経たものを正会員とする。

5. 退会 退会を希望するものは、退会の意思を研究会事務局に連絡し、幹事会の承認を受ける。
6. 休会 正会員が留学等のために休会を希望する場合は事務局に申請することで休会と認められる。休会中は年会費の徴収を受けないが、継続会員年数としては加算されない。
7. 会員資格の喪失 次項のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失するものとする。
 - 死亡したとき
 - 会費を所定の手続きを経ず2年以上滞納したとき
 - 本会の名誉を著しく傷つけ本会の目的に反する行為があったとき

第2章 代表幹事、幹事選出に関する細則

1. 代表幹事および幹事の選出は、この細則に従って行う。
2. 代表幹事は、幹事会での立候補もしくは推挙により選出され、幹事会における承認により決定する。

3. 代表幹事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
4. 幹事は会員からの立候補により選出され、幹事会での承認により決定する。幹事数は概ね会員の10%とする。
5. 幹事の任期は2年とし、継続はその意思を表明し再任とする。幹事は幹事会に参加する責務があり、正当な理由なくして、2年間の間で連続3回以上幹事会を欠席したものは幹事会の審議にてその任を解くことができる。

幹事名簿（五十音順）

役職	所属	氏名
代表幹事	静岡県立こども病院循環器集中治療科	大崎 真樹
副代表幹事	国立循環器病研究センター小児循環器科	黒崎 健一
副代表幹事	東京大学医学部小児科	松井 彦郎
幹事	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科麻酔蘇生学講座	岩崎 達雄
幹事	榊原記念病院小児循環器科	上田 知実
幹事	福岡市立こども病院心臓血管外科	小田 晋一郎
幹事	宮城県立こども病院集中治療科	小泉 沢
幹事	大阪府立母子保健総合医療センター集中治療科	竹内 宗之
幹事	兵庫県立こども病院小児集中治療科	長谷川 智巳
幹事	手稲溪仁会病院小児科	長谷山 圭司
幹事	榊原記念病院心臓血管外科	和田 直樹
顧問	静岡県立こども病院心臓血管外科	坂本 喜三郎
顧問	自治医科大学麻酔科学・集中治療医学講座	竹内 護

事務局

東京大学医学部小児科内

住所：〒113-8655 東京都文京区本郷 7-3-1

TEL 03-5800-8659 FAX 03-3816-4108

Email: jspccc.office@gmail.com